

資料 1

三陸スポーツ推進事業

企画コンペ実施要領

令和 5 年 7 月

岩手県沿岸広域振興局

この「企画コンペ実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県が実施する「三陸スポーツ推進事業」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 本業務の概要

- (1) 業務件名及び数量
「三陸スポーツ推進事業」 一式
- (2) 委託契約期間
契約締結の日から令和6年3月8日（金）まで
- (3) 募集する企画提案の内容
資料2「業務仕様書」のとおり
- (4) 委託料の上限額（1団体当たり）
500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- (5) 委託予定団体数
3団体

2 参加者の資格要件等

参加者は、下記に掲げる企画コンペ参加資格（以下「参加資格」という。）の要件を全て満たしているものであり、かつ、岩手県からの参加資格の確認を受けた者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、代表者を定めたいうで参加するものとし、岩手県との契約の当事者は当該代表者とする。

共同提案の場合、岩手県は、必要に応じて、代表者以外の構成員についても、下記「4 企画コンペ手続に関する事項」に準じて参加資格の確認を行うこととし、その手続については別途指示する。

〔参加資格の要件〕

- (1) 岩手県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体であり、本事業の実施について、岩手県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

なお、岩手県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを岩手県警察本部に照会する
場合があること。

- (6) 参加資格確認申請書類の提出の日から受託候補者を選定するまでの期間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日付け出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (7) 参加資格確認申請書の提出の日から受託候補者を選定するまでの期間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日付け建振第282号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日付け建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日付け出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (8) 単独で企画提案した参加者は、他の共同提案の構成員になることはできないこと。

3 契約までの流れ

参加資格の確認を受けたコンペ参加者の企画提案に対し、選考委員会による審査を実施する。

当該審査結果に基づいて受託候補者を選定し、候補者との協議・調整を行った上で、契約を締結する。

4 企画コンペ手続に関する事項

(1) 参加資格確認申請書等の提出（各1部）

本企画コンペ参加希望者は、参加資格確認申請書等を次のとおり持参又は郵送により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出書類

各1部提出すること。

- (ア) 参加資格確認申請書（様式1）
- (イ) 法人（団体）概要及び過去5年間の類似事業の主な実績（様式2）
- (ウ) 関係する添付資料

イ 提出期限

令和5年8月22日（火） 午後5時【必着】

- ・ 持参の場合は、岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで、又は午後1時から午後5時までの間に、11の提出先に直接提出すること。
- ・ 郵送の場合は、「書留」、「簡易書留」又は「特定記録郵便」とし、封筒の表に「参加資格確認申請書等」在中の旨、朱書きした上で、11の提出先宛て送付すること。

ウ 参加資格確認結果通知

令和5年8月25日（金）までに郵送により書面で通知する。

エ 留意事項

- ・ 提出期限までに指定した書類の提出がなかった者及び企画コンペ参加資格が認められなかった者は、本企画コンペに参加することができないものとする。

- ・ 参加資格の確認は、提出期限の日をもって行う。
- ・ 提出書類に虚偽の記載が判明した場合には、参加資格を取り消すことがある。

(2) 質問の受付及び回答

本業務及び実施要領等に関する質問等がある場合には、次のとおり受け付け回答する。

ア 受付方法

別紙「質問票」に記載のうえ、持参、郵送、FAX又は電子メールにより11の提出先まで提出すること。

イ 受付期間

令和5年8月7日（月）午後5時まで

なお、持参する場合は、期間中の休日を除く日の午前9時から正午まで、又は午後1時から午後5時までの間に限る。

ウ 回答方法

令和5年8月21日（月）までに、岩手県ホームページに掲載する。

5 企画提案書等に関する事項

参加資格を認められた参加者は、企画提案書等を以下により持参又は郵送により提出するものとする。

(1) 提出書類

各6部（正本1部、副本5部）提出すること。

ア 企画提案書（様式3-1、3-2）

イ 事業に関わるスタッフ一覧表（様式3-3）

ウ 積算内訳書（様式3-4）

本業務の実施に要する経費の内訳（項目、数量、単価、金額、税等）を明らかにした内訳書を作成すること。

エ 関係する添付書類

(2) 企画提案を求める内容

業務仕様書4に規定する業務内容についての具体の提案を行うこと。

具体的内容は企画提案書の様式による。

(3) 提出期限

令和5年8月28日（月）正午【必着】

- ・ 持参の場合は、休日を除く日の午前9時から正午まで、又は午後1時から午後5時までの間に11の提出先に直接提出すること。
- ・ 郵送の場合は、「書留」、「簡易書留」又は「特定記録郵便」とし、封筒の表に「企画提案書等」在中の旨、朱書きした上で、11の提出先宛て送付すること。

(4) 留意事項

一度提出した企画提案書等は、これを書換え、引換え、撤回又は再提出することを認めない。

(5) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。

- ア 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案
- イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ウ 1（4）の委託料の上限額（1 団体当たり）を超えた提案
- エ 4（1）エにより参加することができない者又は参加資格が取り消された者の企画提案
- オ（3）の提出期限までに指定した書面等が提出されなかった企画提案
- カ その他本企画コンペに関する条件に違反した提案

6 応募に関する留意事項

（1）留意事項

ア 応募内容の制限

参加者 1 者につき 1 提案とし、複数提案は認めない。

イ 応募書類の取扱い

応募書類はいかなる理由であっても、返却しない。

ウ 参加資格の喪失

参加者は、7 で定める選考委員会の開催日までに参加資格の要件を満たさない変更が生じた場合は、参加資格を失うものとする。

（2）企画コンペへの不参加

ア 4（1）の資格確認を受けた参加者が企画コンペに参加しない場合は、令和 5 年 8 月 28 日（月）正午（必着）までに、企画コンペ参加辞退届（様式 4）を、11 の提出先に、持参又は郵送により提出すること。

イ アの手続により企画コンペに参加しなかった者は、これを理由として、以降、岩手県が実施する他の企画コンペ等について不利益な取扱いを受けることはないこと。

7 受託候補者の選定方法に関する事項

（1）受託候補者の選定方法

参加者の企画提案の審査は、資料 3「企画提案審査要領」に基づき、選考委員会において行う。

（2）選考委員会の開催（予定）

ア 開催日・場所

令和 5 年 8 月下旬～9 月上旬 岩手県釜石地区合同庁舎

- ・ 日時及び場所については、開催時期が変更となる場合があることから、参加者に対し別途、個別に通知する。

イ 開催方法等

- ・ 審査は、参加者から提出された、企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに基づいて行うものであること。なお、追加資料等の提出は認めないものであること。
- ・ プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコン及びビデオ等の使用を認めるが、これらの機材は参加者が準備することを原則とし、県に対し事前に連絡すること。
- ・ プレゼンテーションの順番は、企画提案書等の提出受付順とする。

- ・ プレゼンテーションの時間は 1者当たり 30分（事前準備 5分、説明 15分、質問 10分）を予定していること（ただし、都合により、1者当たりのプレゼンテーションの時間を変更する場合があります）。
- ・ 参加者が4者を超える場合には、選考委員会において、企画提案書等による審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評された4者により、選考委員会において、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行うものであること。なお、参加者が4者以下であった場合には、一次審査は行わないこと。また、一次審査により上位4者に入らなかった者に対しては、文書により郵送で通知する。

(3) 受託候補者の決定

- ア 岩手県は、企画提案選考委員会の審査結果に基づき、委託予定団体数の範囲で、受託候補者を決定する。
- イ 審査結果は、受託候補者を決定後、速やかに参加者に郵送により書面で通知する。
- ウ アにより決定した受託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

8 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断する。

(2) 契約保証金

会計規則に基づき判断する。

(3) 企画提案書等の位置付け

受託候補者との委託契約締結に当たっては、受託候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議及び調整を行った上で、双方が合意に至った場合に随意契約を締結するものとする。

したがって、企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、また、提出された見積額が契約額とならない場合があること。

(4) 契約結果の公表

岩手県は、本契約について、契約締結の日から概ね15日以内に、関係事項を岩手県公式ホームページ上で公表する。

9 公正な企画コンペの実施の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、企画提案に当たり、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

10 その他

(1) 提出書類の取扱い

- ア 参加者が岩手県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
- イ 提出書類は返却しない。
- ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負うこと。

(2) 企画コンペ参加に要する経費について

企画コンペ参加に要する経費は、全て参加者が負担すること。

(3) その他

- ア 参加資格確認申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがある。
- イ 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合や、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等が確認されたときは、参加資格を認めないことがある。

11 担当部署及び問い合わせ・書類提出先

岩手県沿岸広域振興局 経営企画部 企画推進課

(所在地) 〒026-0043 岩手県釜石市新町6番50号(岩手県釜石地区合同庁舎3階)

(電話) 0193-25-2701(内線338)

(FAX) 0193-23-3472

(電子メールアドレス) B I 0 0 0 1 @ p r e f . i w a t e . j p

(参考) 企画コンペスケジュール(予定)

ア 「質問票」提出期限	8月7日(月)午後5時
イ 「参加資格確認申請書」提出期限	8月22日(火)午後5時
ウ 「企画コンペ参加辞退届」提出期限	8月28日(月)正午
エ 「企画提案書等」提出期限	8月28日(月)正午
オ 企画提案選考(プレゼンテーション)	8月下旬～9月上旬
カ 選考委員会による審査結果の通知	9月上旬
キ 受託候補者との仕様協議等	9月中旬
ク 契約締結	9月下旬